

第 3 5 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 5 年 4 月 2 8 日 (金) 午後 4 時 0 0 分
於：島原市役所有明庁舎 3 階大会議室

1. 開会日時 令和5年4月28日(金) 午後4時00分

2. 閉会時間 令和5年4月28日(金) 午後4時26分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 14名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 5名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
5	西森 博昭	6	片山 定幸	7	大川 徳昭
17	廣瀬 光徳	18	森 誠		

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
中央	馬場 喜一	中央	稲田 俊夫	久原	本田 敏博

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

午後4時00分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。ただ今より、第35回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、6番 片山 定幸 委員、7番 大川 徳昭 委員、17番 廣瀬 光徳委員、18番 森 誠 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、15番 永田 充 委員、16番 片山 久和 委員を指名いたします。

議長（会長）

初めに、報告事項です。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、10件 31筆 21,503.13平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページから7ページに記載のとおりで、10件 38筆 39,296.24平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はございますか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 429平方

メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、3, 580平方メートルで、農機具は、耕運機 2台、消毒機械 1台、草刈り機 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は昨年11月および12月総会で、農地法第3条の許可を受けました。

本申請は、12月総会で許可を得ました農地の隣接地を取得しようとするものです。妻と農業を営み、じゃがいも・きゅうり・玉ねぎ・みかん・柿を作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご意義ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地345平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第

2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで、申請地 409平方メートルを譲り受け、隣接する雑種地と一体として、鶏の埋却予定地としたいとの申請です。

申請地は、農振地域外で農地の集団性が10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断しており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、家畜の所有者が伝染病の発生に備え

て事前に埋却地として確保する土地は農業用施設に該当するものとして、農地法第5条第1項の許可の対象となります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側及び南側は道路、西側は雑種地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、昭和年月日不詳頃から、山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は山林、南側は雑種地、西側は山林となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、昭和年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、3番に記載のとおりで、昭和50年9月13日頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、4番に記載のとおりで、昭和62年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員、……委員の退場を求めます。

（……委員、……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集11ページから14ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 10件 23筆 23,731.00平方メートル、耕作権の再設定 7件 14筆 15,193.00平方メートル。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集15ページに記載のとおりで、2件 4筆 2,230平方メートルです。

合計 19件 41筆 41,154.00平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第４号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定いたします。……委員、……委員の入場を求めます。

（……委員、……委員 入場）

議長（会長）

次に、第５号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。

議案集の１６ページから１７ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、４７筆、５２，２３７．２４平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画（案）が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の１ページから２ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、１１名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第５号議案は、「問題なし」ということで農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は「問題なし」ということで農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

（……委員）

いいでしょうか。

議長（会長）

はい、どうぞ。

（……委員）

第4号議案の時に外に出ていたのですが、第4号議案はどうなったのでしょうか。

議長（会長）

今、……委員からご指摘がありました件につきましては、皆さんの同意をいただきましたので、問題なく成立しましたことをご報告いたします。

ありがとうございました。

議長（会長）

以上で、第35回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第35回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4時26分 閉会